

FOR TOMORROW

しぶや
法人

申告納税は



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈安曇野 写真提供：町田和子氏〉

—令和6年度税制改正大綱決まる— —第12回通常総会に向けて—

2024.4・5
No. **587**
令和6年

所得税・個人住民税の定額減税	6
国税職員採用募集	7
事業ア・ラ・カルト(理事会・委員会・講習会・セミナー等)	8
税の絵はがきコンクール受賞作品	12
都税コーナー	14

法人会掲示板

4月・5月(6月)実施する主な事業

一般参加可能行事
地域行事

- 4月11日 女性部会役員会
- 4月12日 青年部会役員会
- 4月17日 税務相談会
- 4月17日 税制委員会
- 4月18日 全国女性フォーラム（広島大会）
- 4月18日 所得税定額減税説明会 午前・午後
- 4月19日 所得税定額減税説明会 午前・午後
- 4月22日 第12回源泉研究部会事業報告会
- 4月23日 ビジネスマナーの基本セミナー
- 4月25日 所得税定額減税説明会 午前・午後（大和田ホール）
- 4月26日 渋谷駅前クリーンキャンペーン＜青年部会＞

- 5月8日 所得税定額減税説明会 午前・午後（大和田ホール）
- 5月10日 青年部会・女性部会合同事業報告会
- 5月14日 財務委員会
- 5月14日 正副会長・監事会
- 5月15日 税務相談会
- 5月20日 令和6年度第1回理事会
- 6月3日 広報委員会
- 6月5日 バス見学研修会＜厚生委員会＞
- 6月12日 税務相談会
- 6月20日 第12回通常総会

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

オンライン講習会のご案内

- 6月13日(木)～26日(水)『電子帳簿保存法』を配信します。
- 1回2時間の講座で、期間中24時間何度でも受講可能（詳細：同封チラシ参照）

税務相談日について

渋谷法人会は、月に1回
無料税務相談日を設けております。

- ◆開催日程については、原則として何れかの水曜日に開催しますが、事前にお問い合わせいただくか、会報若しくは当会ホームページでご確認下さい。
- ◆開催場所：渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
TEL：03-3461-0758
- ◆開催時間：午後1時30分～4時
- ◆相談担当：渋谷法人会アドバイザー
池田喜一税理士
- ◆基本的に事前お申込みをいただき、来局の上、ご相談いただきます。お電話でのご相談は、担当の税理士が対応出来る場合のみです。来局者優先ですので、途中来局があった場合は、打ち切らせていただくことがあります。

令和6年分 所得税定額減税説明会のご案内

- 6月18日(木) 午前10時～11時／午後2時～3時
 - 6月19日(金) 午前10時～11時／午後2時～3時
- 法人会では源泉徴収義務者が、早期に準備に着手できるように制度の趣旨・内容・概要についての説明会を開催します。（詳細：同封チラシ参照）

決算法人説明会のお知らせ

- 日時 令和6年4月23日(火)
午後1時30分～3時30分
- 場所 渋谷区立商工会館 5F 第一会議室
- 日時 令和6年5月21日(火)
午後1時30分～3時30分
- 場所 渋谷税務署 7F 大会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

該当の会社には、葉書でご案内差し上げます
その他の方は渋谷法人会HPでご確認下さい

公益社団法人 渋谷法人会 第12回通常総会開催のご案内

- 日 時 令和6年6月20日（木）
午後4時30分～7時15分（午後4時受付）
- 会 場 セルリアンタワー東急ホテル B2F
（渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3359）

第1部 第12回通常総会（午後4時30分～5時30分）

- 報告事項 1. 令和5年度事業報告承認の件
2. 令和6年度事業計画及び収支予算報告承認の件
- 決議事項 1. 令和5年度収支決算及び監査報告承認の件

第2部 懇親会（午後6時～7時15分）

会費：12,000円／1名（懇親会出席者のみ）

※会員の皆様には別途ご案内差し上げます。（5月中旬発送予定）

案内が届きました際には、趣旨をお汲み取りの上、同封の葉書にて、
ご出欠に関わらず、是非“ご出欠”“委任状”の提出をお願いします。

第12回通常総会に向けて各委員会を開催

第12回通常総会に向けて各委員会を開催した。2月6日(火)財務委員会、7日(水)総務委員会、8日(木)組織委員会、9日(金)事業研修委員会、14日(水)厚生委員会、15日(木)税制委員会、19日(月)社会貢献委員会、3月6日(水)広報委員会を開催して総会提出議案を審議し、3月15日(金)開催の令和5年度第5回理事会において諮ることになった。

5月20日(月)の令和6年度第1回理事会を経て、6月20日(木)開催の第12回通常総会において事業報告、予算

報告の承認を受け、決算報告の決議を受ける。第12回通常総会のご案内・委任状は、5月21日に通知を発送いたします。



長島会長挨拶



黒澤第一統括官挨拶



総務委員会



社会貢献委員会

正しい税知識を学ぼう

令和6年度 税制改正大綱

～法人会の税制改正提言～

～法人には朗報!交際費から除外される飲食費等の 金額が5,000円から10,000円に倍増～

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) 交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2) 賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

① 原則的なルール

税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乗せされます。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナえるぼし、子育て支援はプラチナくるみんが要件

② 従業員数2,000人以下の法人向けルール

青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		

※女性活躍支援はえるぼし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件

③ 中小企業向けルール

資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
1.5%以上	15%	上乗せ5%	上乗せ5%
2.5%以上	30%		

※女性活躍支援はえるぼし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4) イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス税制は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。

青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5) 法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法が②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6) 外形標準課税

外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7) 倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1) 事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2) 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は 一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1) 定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2) 適格ストックオプション税制の改正

- 適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等を行わなければならないとの要件が不要とされます。
- 年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。
 - 設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。
 - 設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。
- 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。
- 権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

(3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4) 住宅ローン減税の改正

認定住宅等取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。

- 40歳未満であって配偶者を有する者
- 40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5) 既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特例控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対

応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特例控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1) プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2) 国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

- 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。
- 新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。
- 特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3) 国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4) 高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6) 登録申請書の提出期限の変更

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

所得税・個人住民税の定額減税

■デフレ完全脱却のための一時的な措置として、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人（いずれも居住者）につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を実施します。ただし、合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）超の高額所得者は対象外とします。

■所得税の減税について、具体的には以下のとおり実施します。

給与所得者に対する実施	公的年金受給者に対する実施	不動産所得・事業所得者等に対する実施
・6月以降の源泉徴収税額から減税 ・6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税	・年金機構等の公的年金（老齢年金）は、6月以降の源泉徴収税額から減税 ・6月に減税しきれなかった場合には、翌々月以降の税額から順次減税	・納税の機会に減税 - 予定納税対象者については、予定納税の機会に減税 ※6月の第1回予定納税通知の機会に本人分の減税後の額を通知。第1回予定納税の納付期限については、7月末から9月末に延期。 - それ以外の方は確定申告で減税

・住宅ローン控除等の税額控除後の所得税額から減税（住宅ローン控除については、年末調整又は確定申告で調整）。

・給与所得者については、減税開始前に、実務上利用可能な扶養親族等の情報に基づき、各月の源泉徴収税額から控除する税額を決定。年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整。

■定額減税の制度の詳細につきましては、国税庁ホームページ（随時最新情報に更新します。）をご覧ください。



定額減税
特設サイト

（参考1）個人住民税（地方税）の減税については、以下のとおり実施します。詳細については、お住まいの自治体（市区町村）又は総務省自治税務局市町村税課にお問い合わせください。

- ・給与所得に係る特別徴収
令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11ヶ月で均して徴収。
- ・普通徴収（事業所得者等）
「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除。
- ・公的年金等に係る所得に係る特別徴収
「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。

（参考2）所得税・個人住民税の定額減税の実施とあわせ、物価高に対応する観点から、以下の各給付措置が、順次、実施されています。対象となる方には、お住まいの自治体（市区町村）（※1）からご案内があります。

住民税非課税世帯の世帯主（※2）	・1世帯あたり世帯主に7万円（※3）を給付。 ・世帯に18歳以下の児童がいる場合は、1人あたり5万円を加算。
住民税均等割のみ課税される世帯の世帯主（※2）	・1世帯あたり世帯主に10万円を給付。 ・世帯に18歳以下の児童がいる場合は、1人あたり5万円を加算。
減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる納税者等	・定額減税しきれないと見込まれるおおむねの額を給付。

（※1）給付事務は各市区町村で行われ、原則としてお住まいの自治体（市区町村）からご案内予定です。

（※2）令和5年度個人住民税で判定されます。また、令和5年に収入が減少し、令和6年度個人住民税非課税世帯等となった場合も「新たに非課税等となる世帯」として同様の給付対象となります。

（※3）令和5年夏以降に給付された3万円とあわせると、1世帯あたり計10万円の給付となります。

この社会あなたの税がいきている

国税職員採用募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆人事院国家公務員 試験【採用NAVI】



◆採用関係 お役立ちリンク集



◆Web-TAX-TV



各試験 区分	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※令和5年度の実施状況
受験資格	1 令和6年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者（令和3年4月1日以降に卒業した者が該当する。）及び令和7年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	令和5年4月1日において、大学等（短期大学を除く。）を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和6年6月14日（金）9時 ～6月26日（水）【受信有効】	令和5年7月24日（月）9時 ～8月14日（月）【受信有効】
1次試験	令和6年9月1日（日）	令和5年10月1日（日）
試験科目	基礎能力試験（多肢選択式） 適性試験（多肢選択式） 作文試験	基礎能力試験（多肢選択式） 経験論文試験
2次試験	令和6年10月9日（水）～10月18日（金） ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査	令和5年11月3日（金）、4日（土）、5日（日）、 11日（土）又は12日（日）で指定する1日 人物試験
3次試験		令和5年12月上旬又は中旬で指定する1日 総合評価面接試験
合格発表	令和6年11月12日（火）	令和5年12月21日（木）

※ 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）については、令和5年度の実施状況を記載しています。
令和6年度の試験概要については、令和6年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

みんなの力で法人会を大きく育てよう

法人会
事業
アラカルト

法人税確定申告書の書き方講習会を開催

去る2月27日(火)、3月5日(火)、12日(火)の3回に亘り、午後1時30分から4時30分まで法人税確定申告書の書き方講習会を渋谷法人会館に於いて開催した。今講座は3日間で一講座として開催した。

講師は、渋谷税務署法人課税第1部門 井上審理担当国税調査官に担当していただいた。出席者は延べ54名だった。



講師：井上審理担当調査官



法人税確定申告書の書き方講習会

令和5年度第5回理事会を開催

去る3月15日(月)午後3時から令和5年度第5回理事会を法人会館で開催した。長島会長の挨拶に続き、渋谷税務署法人課税部門総括担当の高木副署長にご挨拶をいただき議案審議に入り、各委員会の報告を経て令和5年度の事業報告、その後、総会報告事項の令和6年度事業計画並びに収支予算案を検討、承認された。



長島会長挨拶



第5回理事会



高木副署長挨拶

出席者は、渋谷税務署からは高木法人課税部門総括担当副署長、黒澤法人課税第一部門統括官、井上審理担当調査官の3名。法人会は長島会長他45名。

5月20日(月)開催の令和6年度第1回理事会では、総会決議事項である令和5年度事業報告案の最終検討と収支決算報告案を審議検討し、6月20日(木)開催の第12回通常総会で決議を図ることになる。

消費税研修会を開催

消費税の研修会を3月18日(月)渋谷法人会館において午後2時から3時30分まで開催した。内容は消費税の概要と事例研究を中心に、インボイス制度及び電子帳簿保存方法について説明を受けた。

講師は渋谷税務署法人課税第1部門 井上審理担当調査官。出席者は23名。



講師：井上審理担当調査官



消費税研修会

部会だより

女性部会・青年部会合同 新春特別講演会・新年会

女性部会と青年部会合同の新春特別講演会と新年賀詞交歓会を1月18日(木)原宿東郷記念館において開催した。



講師：高木法人総括担当副署長

第1部の新春特別講演会は、『税務行政のデジタル・トランスフォーメーション』税務行政の将来像2023及び、渋谷電子申告・電子納税推進協議会の取り組みとして、

電子納税、電子申告を活用しよう



講演会

渋谷税務署法人課税総括担当副署長の高木 衛（たかぎ まもる）氏に講演いただいた。

続いて第2部令和6年新年賀詞交歓会は、北島女性部会長、鈴木青年部会の挨拶に続いて、板倉渋谷税務署長、長島法人会長にご挨拶をいただき、増田青年部会担当副会長の乾杯で懇親会に入り、歓談後渡辺女性部会担当副会長の中締めで閉めた。出席者48名。



北島女性部会長挨拶



鈴木青年部会長挨拶



板倉署長挨拶



長島会長挨拶



女性部会青年部会新年賀詞交歓会

ブロックだより

第10ブロック合同見学研修会

日 時 1月27日（土）午前10時～午後5時30分
行き先 赤坂迎賓館、麻布台ヒルズ（車中：税金クイズ）
参加者 21名



赤坂迎賓館



第10ブロックバス見学研修会

本町まつりに参加

第8ブロック（光山ブロック長）

9ブロック（野口ブロック長）

3月10日(日)本町学園グラウンドで本町まつりが開催され、渋谷法人会も昨年に引き続き参加、渋谷税務署監修の税金クイズを実施して、訪れた方にトライしてもらい、お菓子を提供し、法人会をアピールした。



本町まつり

会員の増加は、会員のメリットに通じる

障がい者雇用促進法に基づく合理的配慮の内容を検討するにあたっての法的留意点

1. はじめに

障がい者雇用促進法が改正され、平成28年4月1日から障がい者に対する合理的配慮の提供が会社法的義務として課せられるようになって以降、職場において合理的配慮の提供を求められるケース（特に休職者の復職申出のケース）が多くなりました。

2. 合理的配慮の提供義務とはどのようなものか

まず、障がい者雇用促進上の「障害者」（法文上の文言）とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいうと定義されており、その範囲は、非常に広いものとなっています。

そして、合理的配慮の提供とは、採用後においては、障がい者と障がい者でない人の均等な待遇の確保または障がい者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置をいいますが、障がい者の範囲が広範なものであり、かつ、障がい者の障がいの状況というのも、多種多様であるため、具体的にどのような措置をとるのかについては、障がい者と会社とでよく話し合った上で個別具体的に決定して頂くほかになります。

3. 合理的配慮として求められたことはすべて受け入れなければならないのか

合理的配慮の具体的な内容を確定するためには、障がい者の側から障がいの状況や必要となる配慮事項などについて会社に申し出て

頂き、労使間で必要な配慮についての話し合いを行って頂くことになり
ます。

合理的配慮として具体的に求められる内容は多様であり、かつ個別性が
高いものであるため、会社としては、まずは、障がい者の側から要望や意
向を聞くことになるのですが、その際に、会社から質問を受けるのは、そ
れらの要望や意向をすべて受け入れなければならないのかという点です。

この点については、必ずしもすべてを受け入れなければならないという
ものではありません。

まず、そもそも、会社に法的義務付けられている合理的配慮の提供義務
の履行は、「障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっ
ている事情を改善するため」にあります。つまり、会社が提供する合理的
配慮は、その義務の履行によって提供を受けた当該労働者が労働契約上予
定された労務提供を支障なく遂行できると評価できるものでなければなら
ないということになります。

この点については、障がい者雇用促進法上も、合理的配慮の提供義務に
ついて「事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限り
でない」と規定しており、会社に対して無制限に合理的配慮の提供を求め
るものではありません。

会社において、障害者雇用促進法の趣旨を踏まえた配慮をすべきである
としても、そこで求められる合理的配慮の提供義務は、現に締結されてい
る労働契約との関係でいえば、当事者を規律する労働契約の内容を逸脱す
る過度な負担を伴う義務を事業主に課するものではなく、会社に対し、障
害のある労働者のあるがままの状態を、それがどのような状態であろうと
も、労務の提供として常に受け入れることまでを要求するものとはいえな
い（東京地判平成27年7月29日。東京地判令和5年1月25日も同旨）とい
うことになります。

この点は、合理的配慮の具体的内容を確定するにあたって会社としてし
っかりと認識しておく必要があります。

社会保険労務士
安藤 貴裕

渋谷区長賞

【上原小学校】



第12回
税の絵はがき
コンクール
表彰作品



渋谷税務署長賞

【上原小学校】



東京都渋谷都税事務所長賞

【広尾小学校】



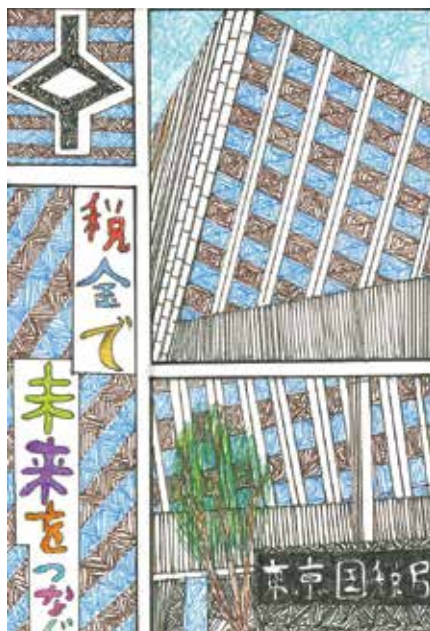
渋谷法人会長賞

【長谷戸小学校】



女性部会長賞

【広尾小学校】



サンロッカーズ賞

【広尾小学校】



令和6年1月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	合同会社ブランドロン	大田 祐資	恵比寿4-20-3		M&Aコンサルティング
1	(株)山本商店	楠本 昭人	恵比寿1-19-19		投資業
2	X-com Japan合同会社	池 満博	円山町5-5		Eコマース支援中国SNSマーケティング
2	(株)ティーアンドシーファクトリー	望月 直樹	代官山町8-11	6416-0609	広告制作
2	(株)PoRiAn	鈴木 洋平	恵比寿西1-30-3		サービス業
2	(株)ゼロワン	一岡 亮大	恵比寿西1-33-6		ソフトウェア業
3	(株)ST	三苫 三玉	渋谷1-24-2	3868-0808	通販・不動産・物販
4	(株)ボンズ・ホールディングス	金澤 淳	道玄坂1-2-3	5458-5597	共同生活援助事業 美容サロン事業運営
8	K.G.Style(株)	栗山 歩	本町4-42-9-406	4283-2278	建設業
区外	(株)アイエフシー・コーポレーション	矢嶋 武	港区南青山1-15-2	5775-5678	不動産

令和6年2月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	IFC(株)	磯川 武志	東3-25-3	6450-5308	アウトソーシング・ダイカスト鋳造
2	(株)トレジャーフロムネイチャー	松崎 沙希	恵比寿南2-12-3	6825-1215	ワイン等の輸入・卸売業
2	司法書士法人ネクストリーガル	松本 大介	恵比寿西1-12-14	6416-5692	司法書士
3	ファッション人材リンク(株)	門脇 徹	渋谷1-14-16	6419-3123	人材派遣業
3	(株)Cosmic Wave	濱 剛	渋谷2-19-15		音楽制作業
3	ウィルスマイル(株)	梅澤 徹	渋谷3-6-2		企業法務サポート
4	(株)ワールドコンパス	村野 康司	桜丘町3-2	5937-1890	旅行業
6	(株)YESINDEED	加藤 楠	上原2-20-6		サービス業
8	K.G.Style(株)	栗山 歩	本町4-42-9	4283-2278	建設業

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

4・5月

『高村光太郎』

『智恵子抄』『道程』などで知られる詩人で、彫刻家でもある。父は彫刻家の高村光雲。20代後半で欧米留学から帰国した光太郎は、日本の美術界の古い体質に疑問を抱き、父の作品に反発したり、新しい芸術を模索したりしていた。

その頃、出会ったのが洋画家の長沼智恵子だ。1914年2人は結婚。智恵子は福島の実家によく帰ったが、父親の死や実家の造り酒屋の破産で、一家は離散した。智恵子は40代半ば頃から精神を病み、52歳で死去。その出会いから死後までを書いた作品を集めたのが『智恵子抄』だ。戦争中に疎開した岩手県花巻市の小屋で、戦後も独居生活を送り、1956年4月2日死去。73歳。彫刻家としては「手」「乙女の像」などが有名だ。

『与謝野晶子』

「山動く日来る」（中略）すべて眠りし女今ぞ目覚めて動くなる」1911年創刊の雑誌『青鞥』の巻頭を飾ったのは与謝野晶子の詩だ。『みだれ髪』など情熱の歌人として知られる晶子は、大阪府堺市の老舗和菓子屋の三女として生まれた。歌を作り始めたのは20歳のころ。夫となる浪漫派の歌人、与謝野鉄幹と出会ったのは1900年。翌年上京し、後に結婚した。

晶子は11人の子どもを育てながら、歌だけでなく『源氏物語』の現代語訳や評論、詩、童話などを数多く執筆し、女性の自立や教育についても積極的に論陣を張った。女性の経済的自立を主張したり、男性の長時間労働を憂いたり。その先見性は、現代に生きる者から見ても新鮮だ。

1940年5月に脳出血で右半身不随になり、1942年5月29日、63歳で死去した。



メールアドレスを登録しよう



5月は自動車税種別割の納期です
令和6年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月1日(水)に発送します。
5月31日(金)までにお納めください。

<ご利用になれる主な納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおすすめ!!



※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることで納付できます。
詳細は主税局HPをご覧ください。



他にも金融機関の窓口・ATMまたはコンビニエンスストアでも納付いただけます。

～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。(ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。)
車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 (平日9時～17時)

主税局HP
都税の支払い方法
▶▶▶



～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先を変更される方へ～
固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の送付先変更手続きはお済みですか？

住民票の変更手続きをされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。

登記手続きがお済みでない場合は、以下の送付先変更手続きをお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。



主税局HP



東京共同電子申請・届出サービス

○上記手続きは、23区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。

振替納税を利用しよう

納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。

<変更できないもの(例)>納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
○海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続きにつきましては、

東京法務局登記電話案内室(03-5318-0261)にお問い合わせください。



～都内に住所等を有しない方へ～ 納税管理人制度をご存知ですか？

納税義務者が都内(固定資産税・都市計画税は特別区内)に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。なお、eLTAX(エルタックス)での提出も可能です。eLTAXの利用手続については、eLTAXホームページをご確認ください。

その他、詳しくは、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁にお問い合わせください。

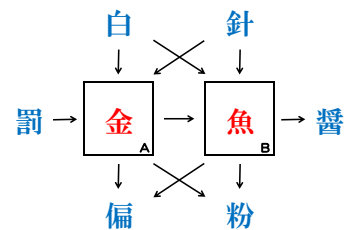
なお、東京23区以外に所在する不動産に関する固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。



主税局HP

しゅや法人No.586
パズル・熟語づくり●解答

解答 A 金 B 魚



●当選者

しゅや法人No.586の“パズル・熟語づくり”にご応募いただきありがとうございました。

道玄坂 村上様
広尾 萩原様
代々木 西村様
代々木 野村様
上原 佐伯様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和6年4月30日(火)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースと熟語パズルを交互に掲載いたします。

ナンバープレース
パズル

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が
一つずつ入ります。
太線で囲まれた3×3のブロックにも、
1～9までの数字が一つずつ入ります。
A・B・C・D・Eのマスに入る数字を答えて下さい

解答例

4	3	5	7	2	1	8	9	6
9	2	7	6	4	8	5	1	3
6	8	1	5	9	3	7	4	2
2	4	3	1	8	9	6	7	5
7	5	9	2	3	6	4	8	1
8	1	6	4	7	5	2	3	9
1	6	8	3	5	7	9	2	4
3	9	4	8	6	2	1	5	7
5	7	2	9	1	4	3	6	8

A	B	C	D	E
2	4	3	2	9

問題

	1	2			3	4		
5			6				7	
8			9			1		
	3	6	A		1			
B				7				
			5			8	9	
		1			4	C		6
	9			D	8			2
E		4	7			9	3	

A	B	C	D	E

従業員の退職金準備は 東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- | | |
|-----|--------------------------------|
| その1 | 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます |
| その2 | 従業員のための退職金を計画的に準備できます |
| その3 | 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます |
| その4 | 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません |
| その5 | 退職一時金は退職所得控除の対象になります |
| その6 | ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます |
| その7 | 簡単な申込手順で加入できます |

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>